

東京都公金管理アドバイザー会議設置要綱

平成28年11月14日
28会管公第732号
会計管理局長決定

(設置目的)

第1条 東京都会計管理局長（以下、「局長」という。）の管理する公金について、金融分野の専門家等の経験と識見を活用して、金融情勢等に応じた的確な判断・対応を行うため、「東京都公金管理アドバイザー会議」（以下「アドバイザー会議」という。）を設置する。

(所掌)

第2条 アドバイザー会議は、以下の事項について検討し、各委員は局長に意見を表明する。

- (1) 公金管理の基本的方針について
- (2) 金融機関及び金融商品の選択について
- (3) 公金の適正なリスク管理について
- (4) その他、公金管理に関する必要な事項

(組織)

第3条 アドバイザー会議の委員は、学識経験その他、公金管理に関する専門的知識を有する者等のうちから局長が委嘱する。

2 委員の任期は2年以内とし、再任を妨げない。

(運営)

第4条 アドバイザー会議は、局長が招集し、主宰する。

2 アドバイザー会議の運営に関する取り決めは、アドバイザー会議の委員の意見を聞いたうえで、局長が行う。

(公開)

第5条 アドバイザー会議は公開で行うものとする。ただし、アドバイザー会議の委員の意見を聞いたうえで、局長は非公開とすることができる。

(守秘義務)

第6条 アドバイザー会議の委員は、任期中及び任期後も次の事項を遵守しなければならない。

- (1) 職務上知り得た秘密を、他に漏らしてはならない。
- (2) 職務上知り得た秘密を、アドバイザー会議における検討以外の目的に利用してはならない。

(庶務)

第7条 アドバイザー会議の庶務は、会計管理局管理部公金管理課において処理する。

(その他)

第8条 この要綱に定めるもののほか、アドバイザー会議の運営に関して必要な事項があるときは、局長が別に定める。

附則 この要綱は、平成28年11月14日から施行する。